

建築指導嘱託員 募集案内

1 職務内容

- (1) 定期報告業務
建築基準法第 12 条に基づき国土交通省及び横浜市が指定する建築物の定期報告書の書類審査
- (2) 既存建築物の調査・指導業務
保安上危険な建築物等の現場調査や建築物所有者等へ改善指導
- (3) 事件・事故対応業務
国や県、市消防局等と連携した、事件・事故内容に応じた立入調査、指導等
- (4) 消防局等との連携調査業務
市消防局と連携した現場調査や是正指導
- (5) その他建築局長が必要と認めること

2 応募資格

年齢満 45 歳以上で、(1)～(4)のすべての要件を満たすこと

(1) 次のいずれかに該当すること

- ア 建築士法第 2 条第 1 項に基づく建築士
- イ 建築士法第 23 条に定める建築士事務所又は建設業法第 3 条第 1 項に定める建設業の営業所において、3 年以上建築物の設計、工事監理等の業務に従事した経験を有する者
- ウ 建築基準法第 77 条の 18 に定める指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に定める登録住宅性能評価機関において、3 年以上確認検査、住宅性能評価の業務に従事した経験を有する者

※経験年数については、平成 28 年 8 月 1 日現在を基準とします。

※アルバイト、臨時職員等の期間は経験年数から除きます。

(2) 次のいずれかに該当すること

- ア 国又は地方公共団体で建築指導業務に 3 年以上従事した経験を有する者(技術職員に限る。)
 - イ 建築主事資格又は建築基準適合判定資格を有している者
- ※経験年数については、平成 28 年 8 月 1 日現在を基準とします。
※アルバイト、臨時職員等の期間は経験年数から除きます。

(3) 一般的なパソコン操作(ワード・エクセル)ができること

(4) 次のいずれにも該当しない方

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 募集人員

1 名

4 勤務条件等

(1)雇用期間

平成 28 年 9 月 16 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
※勤務実績により、年度単位で最大 4 回まで更新可能。

(2)勤務時間

9 時 00 分～16 時 00 分 ※12 時～13 時は休憩時間
※毎週土・日、祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。

(3)勤務場所

横浜市建築局建築安全課執務室内
(横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 7 階)

(4)給与

月額 202,900 円
※その他、通勤手当、期末手当(本市基準により支給)

(5)休暇等

ア 年次有給休暇 10 日
イ その他休暇(有給) 夏季休暇、病気休暇、服忌休暇、生理日休暇など
(無給) 子の看護休暇、介護休暇、短期介護休暇など

(6)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

応募方法・応募書類 (※応募書類は返却いたしません)

[横浜市履歴書](#) (写真貼付) (Word 形式) を下記の問合せ先へ持参または郵送(必着)

5 募集期間

平成 28 年 8 月 10 日(水)～平成 28 年 8 月 19 日(金)

なお、応募者多数の場合は、上記募集期間の途中であっても締め切らせていただく場合があります。

6 選考日程

応募締切り 平成 28 年 8 月 19 日(金) 17 時書類必着

面接日 平成 28 年 8 月 24 日(水) 午前

面接会場 横浜市建築局会議室(中区相生町 3-56-1 JNビル 7 階)

7 合否連絡

(1)合否連絡については、面接日当日もしくは翌日に電話でご連絡いたします。

(2)採用内定者には、健康診断を受診していただきます(日時:28 年 8 月 29 日(月))。
詳細は別途お知らせします。

8 問合せ先

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 7 階

横浜市建築局建築安全課 担当:長井 TEL: 045-671-4539 FAX: 045-681-2434
メールアドレス:kc-anzen@city.yokohama.jp